

業務瓦版

2024年 9月14日

第 42 号

J R 東海労新幹線地本
業 務 部

車両所における「労働条件改善」 を求めて団体交渉を申し入れました！

2024年9月2日、新幹線地本は職場の声をもとに「車両所の労働条件・職場環境改善」を求めて団体交渉の申し入れ（幹地申第7号）を行いました。
申し入れ内容は以下の通りです。

J R 東海労幹地申第 7 号
2024年 9月 2日

車両所関係における「労働条件改善」に関する申し入れ

J R 東海労新幹線地本は、各分会の定期大会等で出された組合員の声を基に、山積する職場の諸問題を集約しその解決を目指して取り組むこととした。

よって、職場諸問題を解決し、労働条件の改善と安全で働きがいのある職場環境をつくるために以下の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。なお、回答は文書で行うこと。

記

I. 各車両所に関する共通事項

1. 感染症対策および安全衛生管理について以下のようにすること。

- (1) 使い捨てマスクを常備し、希望者に無料配布すること。
- (2) 仕業の点呼場は以前の場所に戻すこと。
- (3) 修繕車両所の点呼場を広い場所に変えること。
- (4) 作業に必要な共用品（タブレット、工具類など）の消毒を徹底すること。そのために殺菌装置付きのケースを配備すること。
- (5) 作業中の暑さ対策のために、空調服を個人配布すること。なお、女性用も用意すること。

2. 翌月の休日指定日を毎月10日までに発表すること。

3. 車両所に導入されている『復帰教育』は直ちに中止すること。
4. 車両所における「ゴールデンハンマー」は直ちに廃止し、技術系の登用を増やすこと。
5. 着発線 1 4 番～2 5 番線までの安全通路は段差があり（特にコンクリートの部分）労働災害発生の恐れがあるため直ちに改善すること。また、第一検修庫から組替線に向かう安全通路で、特に組替 1 番線の通路が線路より 3 センチ下がっているため危険である。さらに、第二検修庫入り口の安全通路と枕木において、大きな隙間と段差が非常に多く発生しており危険な状況である。よって、早急に対策すること。
6. 第二検修庫内の悪臭が一年以上続いている。健康・衛生上問題であり直ちに対策を実施すること。
7. 各検修庫の夏季の暑さ対策及び冬季の寒さ対策に、庫全体に冷暖房設備を設けること。特に夏場の 8 番線海側では交番検査が過酷な作業環境を強いられているため早急に冷房装置を設置し改善すること。
8. 検修庫のパンタグラフ点検場所にスポットクーラーを設置すること。また、既に設置されているものは新品に交換すること。
9. 第一、第二検修庫は老朽化により、屋根上からの雨漏れ、床コンクリートの欠損による段差の発生、さらには側溝のグレーチングに凹凸の危険箇所が多数あるため直ちに修繕すること。また、これまでの点検結果と今後の具体的修繕計画を明らかにすること。
10. 第一、第二検修庫のパンタグラフ点検場所のサービスデッキ側に現在ネットが設置されているが、転落した場合はネットでは十分な対策とはいえない。よって転落防止柵を設置すること。
11. 第一・第二検修庫のピット灯、サービスデッキ下部の蛍光灯、屋根上点検通路の蛍光灯（照明）を定期的に点検し、不具合箇所は早急に修繕すること。また、第二検修庫 3 番線のピット灯は令和 6 年度に R E D 化を予定しているとのことであったが、具体的な日程について明らかにすること。
12. 第一検修庫 10 番線～12 番線ピット内に水たまりが多数あり非常に危険である。抜本的な対策をすること。
13. 第一検修庫 9 番線（特に 1 号車寄り）および第二検修庫 4 番（特に 7～9 号車付近）の車両検修車用レールが損傷しており検修車の揺れが大きいためレールの改善をすること。
14. 第二検修庫 2 番線の車両検修車の乗り込み箇所床は、前頭洗いの水がたまり不衛生かつ危険であるため対策をすること。
15. 第一・第二検修庫の上部窓を全て電動開閉式にすること。
16. 検修庫は建設から有に 5 0 年を越えており傷みが著しいため、恒久対策として検修庫を建て替えること。

17. 第一・第二検修庫に設置されている冷水器は、今期未交換のものはすべて新品に交換すること。また、増設もすること。特に第一検修庫の7号車付近の洗面所および3号車付近の流し台の冷水器が冷たい水が出ないため、直ちに新品に交換もしくは、冷水が飲めるように対策すること。
18. 第二検修庫東京方の男性用大便所を増設すること。また、両検修庫内の各便所に空調を設置すること。
19. 第二検修庫の待機室の椅子を長椅子にすること。
20. 第二検修庫の待機室の電子レンジを新品に交換すること。
21. 総合事務所棟内の過剰なまでの監視カメラは精神衛生上問題あるため、直ちに撤去すること。
22. 総合事務所棟の更衣室および風呂場は、男性用と女性用の階を別にすること。
23. 食堂は、社員食堂の割には値段が高いためもっと安価とすること。また、メニューの更なる充実を図ること。
24. 車両所における自動販売機の商品の値段をもっと下げる。また、総合事務所棟6階談話室にもパンや菓子とカップ麺の自販機を設置すること。
25. 喫煙場所が総合事務所棟の横に移設されたが、屋根がなく雨風を凌げない吹き曝し状態であるため、屋根のある「喫煙ルーム」化すること。
26. 通勤バスについて以下の通り改善すること。
 - (1) 品川発7時15分、8時00分、8時10分を新設すること。
 - (2) 品川発14時台のバスダイヤは、間隔を均等にするため14時35分発を廃止し14時45分発を新設すること。
 - (3) 交検休日（非稼働日）の品川発ダイヤは7時10分を新設し、以降は10分間隔とすること。
 - (4) 総合事務所棟発は交検出勤日、休日共に、9時から10時30分までは、15分間隔のダイヤとすること。
 - (5) バスの降車については、常時後方のドアも開き降車させること。

II. 東京仕業検査車両所に関する事項

1. 仕業検査は年々施工本数が多く作業負担が著しいため、仕業検査班を1班増やし4班体制とすること。
2. 仕業検査施工本数は一日各班10本以下とすること。

3. 夜間のき電停止が計画されている場合は、き電停止までの仕業本数を9本以下とすること。
4. 仕業検査班および申告班の始終業時刻を、始業時刻16:00、終業時刻8:30とすること。
5. 仕業検査班および申告班の夕食休憩時間は1時間を確保すること。
6. タブレットを早期にすべて新品に交換すること。
7. タブレットを新品に交換するまでの間は以下について対策すること。
 - (1) ヘッドセットとマイクはコードレスとすること。
 - (2) イヤホンに耳に差し込まずに確認できるものにする。
 - (3) タブレット本体のバッテリー消耗が激しい為、モバイルバッテリー以外の対策をすること。
 - (4) ヘッドセット用の充電式電池は定期的に新品に交換すること。
 - (5) 音声入力できない要因の一つに喚呼用語の問題があると考えられる。チェックの喚呼用語はより短く簡素化すること。
 - (6) ヘッドセットおよびタブレットの予備機は、少なくとも第一仕業に1セット、第二仕業に2セット常時置くこと。
8. 申告班作業は全てと言ってよいほどパソコンによる報告書作成が指示されているため、作業準備および作業後の報告書作成に大変時間が掛かっている。そのため次の作業に支障することも多く発生している。よって、作業に支障が発生する場合は管理者が報告書作成を行うこと。また、軽微な作業は報告書を不要とすること。
9. 第二検修庫1・2番線間のサービスデッキ上での自転車利用を可能とすること。
10. 第二検修庫1・2番線において、サービスデッキ上に部品や工具を運搬するための小型電動カートを導入すること。
11. 第二検修庫1番線の東京方に車両検修車の充電設備を施すこと。
12. 第一検修庫の交換したスリ板置き場を、番線間に設置すること。
13. 第一・第二検修庫サービスデッキ上に、蛍光灯等の置き場を設置すること。
14. 外勤室内仕業班スペースの椅子を長椅子にすること。

Ⅲ. 東京修繕車両所に関する事項

1. 昼入6の担当は技術との兼務を解消し純粋な構内操縦担当とすること。

2. 構内操縦者の夕食休憩時間は1時間を確保すること。
3. 入換作業において、列車報の変更は列車扱所（列車当直）が操縦担当者全員に責任をもって伝達すること。なお、操縦者のスマホに一斉メールで全員に伝達すること。さらに操縦詰所（第一検修庫簡易詰所）にFAX機を設置し、変更の都度時間と番号をつけてFAXを送ること。
4. タブレットを早期にすべて新品に交換すること。
5. タブレットを新品に交換するまでの間は以下について対策すること。
 - (1) タブレット本体（ヘッドセット含む）の不具合や故障で修理に出して、本来は昼出7個、夜出6個が設置された場所にあるのが正規だが、設置されている数が少ない。最低でも定数+予備2個を確保すること。
 - (2) タブレット本体とヘッドセットは有線で接続すること。
 - (3) タブレット本体のバッテリーは消耗が激しい為、モバイルバッテリー以外の対策をすること。
 - (4) タブレット本体の立ち上がりが遅く、操作した時の反応も遅いため改良をすること。
 - (5) 今のタブレットは音声認識が途中で途切れたり、「認識しました」と音声応答したにもかかわらず、レ点チェックされていなかったり、チェック機能がなされていないため早急に対策すること。
6. 停止位置目標が夜間・早朝は非常に見づらいため、反射板または自光式（LEDなどで光る）とすること。また、定期的に点検・清掃を行うこと。
7. 庫内の車両（交検車両、修繕車両、滞泊車両は除く）は手歯止め不要を基本とすること。
8. 第一構内着発34-35番線間に待機場所（小屋）を設置すること。
9. 第二着発線の待機小屋に、在線モニタを設置すること。また、列車報等の変更時に記入する際に使用できる小さめのテーブルを設置すること。
10. 急な天候変化に対応できるように着発線待機小屋に、雨具、傘等を常備しておくこと。
11. 第二検修庫内の構内操縦詰所付近に、構内操縦者用の個人用ロッカーを設置すること。
12. 安全チョッキ、合羽、長靴は個人貸与とすること。また、それらを保管するための個人用ロッカーを詰所付近に設置すること。
13. 第二検修庫内の構内操縦詰所に鏡を設置すること。
14. 第二検修庫内の構内操縦詰所に電子レンジを設置すること。

IV. 東京交番検査車両所に関する事項

1. 総合事務所棟 7 階の詰所が狭いので広くすること。
2. 交番検査終了後、検修庫から総合事務所棟までの移動時間を勤務時間内とすること。
3. 交番検査の運用調整日（白日）は一日中教育とせずに、A 交のみ施工もしくは P 交と E 交のみ施工とするなどの運用調整をすること。
4. ユニットでの定例作業以外に発生する特別な作業は特修班が対応すること。
5. ユニットで発生する特別な作業に対応できるように特修班の要員を増やすこと。
6. 資材庫への行き来が容易になるように、第一検修庫の 10 号車・11 号車付近に出入口を設けること。
7. 第一検修庫 7 番線、庫 8 番線で交検施工時は、隣の番線の電車は無加圧状態とすること。
8. 第一検修庫内に個人用の縦型の大型ロッカーを配置すること。
9. 作業着の洗濯後の受け渡し時間について、昼は休憩時間開始と合わせて 11 時 30 分からとすること。
10. 交検稼働日は、日曜日や祝日も作業着の洗濯物を受け取れるようにすること。

V. その他の事項

1. 専任社員の労働条件を以下のように改善すること。
 - (1) 労働時間の短縮および休日の増加をすること。
 - (2) 夜勤の構内入換えは 1 人当たり 12 本までとすること。
 - (3) 出勤は週 3 回程度およびフレックスタイムの導入すること。
 - (4) 基本給および各種手当を増額すること。
2. 車両所の業務はパートによって年収に差があるため、車両・工務係手当は一律 30,000 円とすること。尚、交番検査従事員は夜勤手当・準夜勤手当がないため 40,000 円とすること。

以 上

*** 私たちJR東海労新幹線地本は、安全で安心して働きやすい労働条件及び職場環境の改善に向けて、今後も会社に申し入れを行い問題解決に向け協議していきます。**